

令和3年度菊川市就学援助制度について

1. 就学援助制度とは

経済的な理由によって、就学が困難と思われる児童・生徒の保護者に対して、給食費、学用品費の購入などに充てる費用の一部を援助する制度です。※学校の校納金が免除されるものではありません。

2. 就学援助の対象世帯・申請に必要なとなる添付書類

就学援助の対象世帯	申請に必要なとなる添付書類（写し）
①生活保護を受けている方	不要
②生活保護の停止または廃止を受けた方 （令和3年4月1日以降の停止・廃止）	保護廃止（停止）決定通知書
③上記①～②に該当しない方のうち、同居の家族の年間所得の合計額から社会保険料等を引いた額が、市の定める認定基準以下の方 （下記認定基準額の目安を参照）	世帯全員の所得がわかるもの ①転入された方は転入前の市区町村から発行される所得課税等証明書、源泉徴収票（前年の世帯全員分）のいずれか 【令和2年1月1日以前から菊川市に在住の方は不要】 ②主たる生計者が失業した場合は解雇通知書、雇用保険受給者証、廃業届のいずれか ③主たる生計者が休業により減収した場合は直近3カ月程度の給与明細表（減収後の給与明細等を含む）、自営業の方は減収が確認できる月々の売上表や決算書

※世帯が違って同じ住居で生活している場合は、同居家族となり所得の合計に含める。

※同居家族の所得には、単身赴任中の家族の所得も含める。

※公的年金（国民年金等）や公的手当（児童手当等）は所得に含めない。

※住宅ローン等の返済の有無は考慮しない。

3. 認定基準額の目安

基準額の目安	世帯構成	家族構成	標準基準額
基準額の目安	2人	母（父）・子（小学生）	約 260万円
	3人	父・母・子（小学生）	約 320万円
	4人	父・母・子（小学生）・子（小学生）	約 370万円
	5人	父・母・子（中学生）・子（小学生）・子（小学生）	約 440万円

※世帯の人数や年齢、住居の状況等により異なります。

4. 申請方法

申請書及び申請に必要な添付書類を在学する小中学校へ提出してください。なお、兄弟・姉妹が中学校と小学校に在学している場合は、中学校へ提出してください。

※申請書の様式は、各学校の事務室及び教育委員会教育総務課に用意していますが、ホームページからもダウンロードできます。

5. 審査結果・就学援助費の支給

○申請書類と所得調査等を行い、毎月開催する定例教育委員会にて承認後、審査結果を通知します。

※前年分の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。

○就学援助費の支給については、学期ごと（年3回）に学校長を通じて支給します。

6. 就学援助費の支給内容

令和3年度

援助費の支給内容	年間支給額	
学用品費	小学校	11,630円
	中学校	22,730円
通学用品費	小学校	2,270円
	中学校	2,270円
校外活動費（泊なし）	小学校	実費（上限額：1,600円）
	中学校	実費（上限額：2,310円）
校外活動費（泊あり）	小学校	実費（上限額：3,690円）
	中学校	実費（上限額：6,210円）
新入学児童生徒学用品費（※）	小学校	51,060円
	中学校	60,000円
修学旅行費	小学校	実費（上限額：22,690円）
	中学校	実費（上限額：60,910円）
給食費	小学校	実食分
	中学校	実食分

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望される方は、別途通知される申請書（就学時検診資料に同封）を提出してください。ただし、入学前支給を受けている場合（他の市町で新入学児童生徒学用品費又はこれに相当する就学援助費の支給を受けている）は支給の対象になりません。

※生活保護受給者（要保護世帯）は、修学旅行費・医療費（医療券の交付）が支給されます。

※就学援助の認定は年度ごとになりますので、希望される方は毎年申請してください。

7. 問い合わせ先

〒437-1514 菊川市下平川6225番地

菊川市教育委員会 教育総務課 総務係【菊川市中央公民館内】

TEL：0537-73-1136